

徳島県及び国立大学法人東京大学生産技術研究所の連携協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）及び国立大学法人東京大学（生産技術研究所）（以下「乙」という。）は、次の条項に従い協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力することにより、甲及び徳島県内の市町村における自治体災害対応業務の高度化を推進することを目的として締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）災害対応業務の標準化に関する研究
- （2）防災人材の育成に関する研究及び講師派遣
- （3）甲及び乙が保有するデータの利活用に関する研究
- （4）災害時におけるA Iの活用に関すること。
- （5）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（連絡・調整窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、連携協力して実施する具体的な事業内容、実施方法等について連絡及び調整するための窓口をそれぞれ設置する。

（秘密情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本目的を達成するために知り得た相手方が秘密として指定した情報を、甲及び乙が協議によって第三者への提供を許可した情報以外は、第三者に提供してはいけない。

（研究成果の取扱い）

第5条 第2条で規定する事項について連携協力することにより発生する研究成果の取扱いに関する事項については、甲及び乙が協議の上取り決める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義の生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上定める。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に延長しない旨の通知をしない限り、1年間延長され、以後も同様とする。

2 前項ただし書による有効期間の延長は、令和6年3月31日までとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月1日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都目黒区駒場4丁目6番1号

国立大学法人東京大学生産技術研究所

所 長 岸 利治